

「令和 8 年度 舗装技術者の資格試験や技術講習における変更点について」

◎受験資格について

1) 「舗装施工管理技術者」(1 級および 2 級)

令和 8 年度の資格試験において、一般試験に合格し応用試験が不合格の方は、**令和 13 年度までの 5 年間**、一般試験を免除して受験することができます。

2) 「舗装診断士」

- ・令和 7 年度「1 級舗装施工管理技術者資格試験」に合格し、**令和 7 年 12 月 12 日までに新規登録申請を完了**させ、舗装診断士の受験資格を満足する方は、令和 8 年度の舗装診断士資格試験を受験することができます。
- ・令和 8 年度の資格試験において、択一試験に合格し記述試験が不合格の方は、**令和 13 年度までの 5 年間**、択一試験を免除して受験することができます。
- ・1 級舗装施工管理技術者の資格保有者として受験される方は、舗装関連業務に 5 年以上の業務経歴があり、舗装の計画、調査、評価に関する 1 年（または 3 件）以上の実務経験で受験することができます。
- ・技術士（建設部門）、RCCM 資格、土木学会認定資格の特別上級土木技術者または上級土木技術者のいずれかの資格保有者（資格登録を行い有効であること）で、舗装関連業務に 7 年以上の業務経歴があり、舗装の計画、調査、評価に関する 1 年（または 3 件）以上の実務経験がある方は、**2 級舗装施工管理技術者の資格がなくても**受験できます。
- ・舗装関連業務として、土木設計業務等共通仕様書（国土交通省）に記載のある「道路詳細設計業務で舗装工設計に該当する内容が含まれる場合」は、その業務も舗装関連業務に含めることができます。

◎技術講習について

- ・舗装施工管理技術者の資格更新の登録申請において、令和 8 年度の更新対象者は技術講習を任意受講とし、**令和 9 年度以降**の更新対象者は技術講習が**必須受講**となります。
なお、再登録申請や合格後 5 年以上経過新規申請の方は、令和 8 年度も技術講習の受講が必須です。
- ・舗装施工管理技術者の技術講習は、令和 8 年度以降、**e ラーニング形式と会場講習**で実施します。また、舗装診断士の技術講習は、令和 8 年度以降、**e ラーニング形式のみ**で実施します。この時、e ラーニング形式の受講は、Web カメラ付き PC となります。
- ・舗装施工管理技術者の会場講習は、原則、全資格保有者が更新登録を迎える 5 年間の令和 12 年度までとし、令和 13 年度以降は廃止を考えます。また、会場講習の受講生は、技術

講習料以外に、別途、会場施設利用料とテキスト料が必要となります。

◎舗装施工管理技術者における技術講習の必須化について（令和9年度より）

近年、国土交通省をはじめとする各行政機関においてICT施工の導入が進められ、また、令和7年4月に道路法が改正されました。

さらに、現在、「舗装の技術基準の改定」の準備も進められています。

これらにより、今後、舗装の施工管理などに関係する技術者は、これまでにない新しい技術情報やその対応が求められるようになります。

このような背景を踏まえ、令和9年度より、舗装施工管理技術者の方は、5年毎の登録資格更新の手続きに合わせて、技術講習を受講して頂くことになりました。

以上